

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 10 月 24 日

田村市長 富塚 宥暲

1	工 事 番 号	第 1 - 5 7 号	
2	工 事 名	田村市体育館建築主体工事	
3	工 事 場 所	田村市船引町船引字遠表地内	
4	工 事 等 種 別	建築工事	
5	工 事 概 要	○ 建築主体工事一式 RC造一部S造 2階建 延床面積 A=6,096.48㎡ 建築面積 A=5,343.40㎡	
6	工 期	着 工	契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日
		完 了	平成 22 年 6 月 25 日(金)
7	発 注 の 方 法	条件付き一般競争入札	
8	発注課及び監督員	田村市 建設部 都市計画課 主任技査 佐藤 健志	
9	予 定 価 格	1,590,750,000 円(消費税及び地方消費税額を含む)	
		1,515,000,000 円(消費税及び地方消費税額を除く)	
10	最 低 制 限 価 格	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び田村市財務規則（平成17年田村市規則第40号）第120条の規定に基づき最低制限価格を設定する。	
11	入 札 参 加 資 格 要 件	入札に参加できるのは、入札時において(1)から(3)に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。	
		<p>(1)特定建設工事共同企業体の資格要件</p> <p>①構成員の数は、2者であること。</p> <p>②構成員の組合せは、以下に示す(2)の①を満たし(2)の②及び③の資格要件を満たすもの2者の組合せとする。</p> <p>③構成方法は、自主結成であること。</p> <p>④各構成員の出資比率は、30%以上であること。</p> <p>⑤各構成員は、当該工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(2)構成員の資格要件</p> <p>①構成員共通の資格要件</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 平成19・20年度田村市工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。 (名簿は財政課で閲覧可能です。)</p> <p>ウ 本市において、建築工事の工種登録のある者。</p> <p>エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第23項の規定する経営事項審査を受けていること。</p> <p>オ 田村市において指名停止期間中でないこと。</p> <p>②代表構成員の資格要件</p> <p>ア 田村市の建築工事において総合点数が1,000点以上である者。</p> <p>イ 市内に本店を有する者。</p> <p>ウ 当該工種の特定建設業許可を受けていること。</p> <p>エ 当該工事における工種について建設業法第26条における技術者を配置できること。(専任の監理技術者を配置できること。)</p> <p>③その他の構成員の資格要件</p> <p>ア 田村市の建築工事において総合点数が1,000点以上である者。</p>	

		<p>イ 市内に本店を有する者。</p> <p>ウ 当該工種の特定制建設業許可を受けていること。</p> <p>エ 当該工事における工種について建設業法第26条における技術者を配置できること。(専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。)</p> <p>(3) 工事施工実績</p> <p>ア 各構成員は、過去3年間市内において、同種工事・公共工事施工実績のある業者で、田村市の定める発注工事の出来高、竣工検査結果成績、除雪作業、災害発生協力、環境美化活動、従業員の市内消防団加入及び市内在住従業員雇用状況等の評価が付与される業者とする。</p>
12	入札参加の申込	
	① 提出書類	<p>特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)</p> <p>※「特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)」は市ホームページからダウンロードするか、財政課窓口にて入手すること。</p>
	② 提出方法	持参提出とする。
	③ 提出先	田村市役所 総務部財政課
	④ 申込受付期間	平成20年10月24日(金)から平成20年11月10日(月) (ただし、土、日、祝日を除く)午前9時から午後5時まで
13	設計図書等の閲覧	
	① 閲覧場所	田村市役所 第2会議室
	② 閲覧期間	<p>平成20年10月24日(金)から 平成20年11月18日(火)までの毎日 (ただし、土、日、祝日を除く)午前9時から午後5時まで</p> <p>・設計図書の貸出を希望する場合は、財政課に申し出ること。</p>
14	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本工事に関する質問は、指定様式(様式第1号)により総務部財政課にFAX又は電子メールで送信すること。なお送信後は確認のため必ず電話確認をすること。(市ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可)
	② 質問書送付先	<p>田村市役所総務部財政課</p> <p>電話番号：0247-81-2118 (ダイヤルイン)</p> <p>FAX：0247-81-2522</p> <p>メールアドレス：zaisei@city.tamura.lg.jp</p>
	③ 質問期限	平成20年11月12日(水)午後4時まで
	④ 質問書回答日	平成20年11月14日(金)午後2時以降
	⑤ 質問に対する回答方法	質問書の回答は、質問書回答日までに質問者に対してFAXで回答するとともに市ホームページに掲載する。
15	入札方法	
	① 入札方法	郵便による入札
	② 郵送方法	一般書留・簡易書留又は配達記録郵便による配達日指定の方法により郵送しなければならない。
	③ 宛先	〒963-4393 田村市船引町船引字馬場川原20番地 田村市役所 総務部 財政課 行
	④ 配達指定日	平成20年11月19日(水)とする。(必着)
	⑤ 提出書類	<p>▲入札書及び入札金額見積内訳書「数量、単価、金額を記載」を同封し提出すること。(入札書の金額と一致すること。)</p> <p>▲封筒は、二重封筒を用いることとし、入札書(入札金額の見積内訳書「数量、単価、金額を記載」を含む。)を中封筒に入れ封印し、中封筒には入札参加者名、入札件名、開札日、契約番号及び入札書在中の旨を記載した上で郵送用の外封筒に同封し、郵送しなければならない。(中封筒は角形4号とし外封筒は角形2号とします。)</p> <p>▲入札書は、市指定様式により提出すること。(市ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可)</p>
16	入札保証金	免除
	入札(開札)日時	

17	①	開札日時	平成 20 年 11 月 20 日(木) 9 時 30 分
	②	開札場所	田村市役所 議員控室 1F
	③	開札立会人	開札立会人は、入札参加者の中から、2名以上選出する。選出は、開札日前日に行いFAXで通知する。
18	入札回数		初度のみとする。
19	落札者の決定		<p>▲本入札においては、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、落札者として決定するので、田村市総務部財政課より指示を受けた者は、次の書類を指示のあった日に田村市総務部財政課担当まで持参すること。</p> <p>(1)条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査方式)(様式第3号)ただし、同様式中1同種工事の施工実績、2主任(監理)技術者の資格・工事経験は特定建設工事共同企業体構成員表(様式第1号)と兼ねることが出来る。</p> <p>(2)特定建設工事共同企業体構成員表(様式第1号)</p> <p>(3)共同企業体編成表(様式第4号)</p> <p>(4)経営事項審査結果通知書の写し(最新のもの)</p>
20	契約保証金		田村市財務規則(平成17年田村市規則第40号)第97条、第98条、第99条及び100条の規定による。
21	前金払		財務規則第65条2の規定により請負代金額の40%以内の額とする。
22	部分払		契約権者が契約の相手方と協議して定める回数
23	年度割支払額		各会計年度における請負代金額支払限度額は、次のとおりとする。 平成20年度は20%程度 平成21年度は60%程度 平成22年度は20%程度
24	契約の締結		(1)落札決定者は落札決定の日から7日以内に仮契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。
			(2)この契約は、田村市議会の議決後、直ちに本契約に移行するものとする。
			(3)田村市議会の議決がなされなかった場合(専決処分の場合を含む)は、この契約は、締結しなかったものとし、損害が生じた場合においても、市はその賠償の責めを負わないものとする。
			(4)契約(仮契約)を締結する日に有効な建設業の許可及び有効な経営事項審査結果を得ていない場合は、契約を締結できない。
25	入札の無効		
	①	市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札	
	②	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札	
	③	その他、入札の条件又は市において特に指定した事項に違反した入札	
26	その他		
	①	入札参加者が1名以下の場合は当該入札を中止する。	
	②	入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。	
	③	「近接工事」のある者が落札した場合は、間接費(工事請負額の減額変更)調整を行う。	
	④	一度提出された入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することができない。	
	⑤	郵便による入札を執行した場合において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。	
	⑥	その他この告示に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本市の契約規則等の定めるところによる。	